

石川県強靭化計画

平成28年3月25日
石川県

＜目次＞

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	2
1	計画の位置づけ.....	2
2	計画の期間.....	2
3	基本目標、事前に備えるべき目標.....	2
4	基本的な方針.....	3
III	脆弱性評価.....	5
1	脆弱性評価の考え方.....	5
2	起きてはならない最悪の事態の設定.....	5
3	脆弱性評価の結果.....	7
IV	推進方針.....	7
1	推進方針の整理.....	7
2	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針.....	8
V	計画の推進.....	31
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価.....		32
(別紙2) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標.....		57

I はじめに

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文では、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るために、大規模自然災害等の発生から72時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。」とされている。

また、基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

近年、未曾有の大震災である東日本大震災や広島市の集中豪雨による土砂災害、御嶽山噴火といった甚大な自然災害が多発するとともに、高度経済成長期に集中的に建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきており、基本法に則り、本県の強靭化に関する取組みの方向性を示す指針として本計画をここに策定するものである。

II 基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靭化地域計画は国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づくものであり、下記の計画期間における本県の強靭化に関する取組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標とする。

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
 - ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
 - ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
 - ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- を設定する。

4 基本的な方針

本計画では、国土強靭化基本計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- ① 本県の強靭性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 県内各地域の強靭化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、県全体の強靭化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組む。
- ④ ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組みを推進する。
- ⑥ 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「いしかわ創生総合戦略」に基づく人口減少対策と相まって、強靭化

を推進する担い手を確保する。

⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靭化に関する取組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靭化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本県の強靭化に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】

○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

○強靭化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる23の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき8つの目標	起きてはならない23の最悪の事態
<p>①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる</p> <p>③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p> <p>⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>⑦制御不能な二次災害を発生させない</p> <p>⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>	1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	4 土砂灾害・火山噴火による多数の死傷者の発生
	5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	6 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
	7 数多かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	8 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	9 陸・海・空の広域交流基盤が分断する事態
	10 地域交通ネットワークが分断する事態
	11 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	12 消防、警察の被災等による救助・救急活動等の停滞
	13 県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	14 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	15 食料等の安定供給の停滞
	16 サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞
	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	19 被災地における感染症等の大規模発生
	20 有害化学物質の大規模拡散・流出
	21 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	22 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 脆弱性評価の結果

23の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおりである。

IV 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。

また、施策分野として、以下の9つ個別施策分野と2つの横断分野を設定した。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ①行政機能／②住宅・都市／③保健医療・福祉／④ライフライン／⑤産業／
⑥交通・物流／⑦農林水産／⑧国土保全／⑨環境

(横断分野)

- ①リスクコミュニケーション／②老朽化対策

2 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

(1) 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における

火災による死傷者の発生

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅について、市町と連携して耐震化を促進する。
- 多数の者が利用する建築物等について、市町と連携して耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して火災予防運動等を通じた指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。

(空き家対策)

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、市町と連携して空き家対策を推進する。

(学校施設の耐震化)

- 公立学校施設について、耐震化に着実に取組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

(市街地整備)

- 密集市街地について、防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業などの面的整備を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園の整備を推進する。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等)

- 県内病院の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き

続き、促進を図る。

(社会福祉施設の耐震化等)

- 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、促進を図る。

【交通・物流】

(無電柱化の推進)

- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)

- 県が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「石川県公共施設等総合管理計画（仮称）」を策定し、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

(学校施設の維持管理)

- 公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組みを推進する。

(公園施設の維持管理)

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取組む。

(交通安全施設の更新整備)

- 交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び計画的な更新整備を推進する。

(2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【国土保全】

(津波浸水想定の策定)

- 「津波防災地域づくり法」に基づく津波浸水想定について、国が設定した日本海における最大クラスに相当する津波断層モデル等に基づき、策定する。

(津波避難体制の整備)

- 市町における津波避難計画について、未策定市町における策定を促進するとともに、策定済みの市町においても、日本海側最大クラスに相当する新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて、現行の津波ハザードマップや避難計画の見直しを促進する。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

(河川管理施設・海岸保全施設の整備)

- 河川管理施設・海岸保全施設について、津波等による浸水被害等を防止・軽減するため、老朽化対策や新たな津波想定を踏まえた施設整備を計画的に推進する。
- 海岸防災林等について、津波の減衰効果を考慮し、多様な樹種・樹高かつ一定のまとまりを持った林帯の整備を推進する。

(防潮水門の操作員の安全確保)

- 防潮水門については、自動化・遠隔操作化や操作規則を定めることにより、津波、高潮等の発生時における施設の操作に従事する者の安全確保を図る。

(3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の
発生

【国土保全】

(総合的な治水対策)

- 浸水被害の実績が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、ハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、浸水想定図の作成・ハザードマップの作成支援や、これらを活用した県・市町、住民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図る。

(海岸保全施設の整備)

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を冬期風浪等の異常気象から守るため、沖合施設等の整備を推進する。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理)

- 河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う。

(海岸保全施設の維持管理)

- 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

(4) 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

【国土保全】

(総合的な土砂災害対策)

- 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を進めるとともに、市町と連携し、警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を推進する。

(火山災害対策)

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめるガイドライン等を踏まえた、退避壕・退避舎の必要性や、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制の整備、避難及び救助対策について検討する。
- 県、白山市は、登山届の提出促進のための環境整備に努めるほか、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める。

【老朽化対策】

(砂防関連施設等の維持管理)

- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う。

(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【行政機能（行政）】

(市町の災害対応力の強化)

- 適時適切な避難勧告等の判断・発令のため、市町の避難勧告等の発令基準の点検・見直しを推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Lアラートなど、市町の多様な情報伝達手段の整備を図る。
- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する際、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、迅速でわかりやすい情報を発信する。
- 洪水時の迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充

実・強化を図る。

【保健医療・福祉】

(要配慮者対策)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町における要支援者名簿の作成及び要支援者個人の個別避難計画の具体化を推進する。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施や、地域への防災活動アドバイザーの派遣、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、県民一人ひとりの災害対応力・自助理力及び共助力を向上する。

(防災教育)

- 大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等を実施し、各学校における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るために、主体的に避難行動ができる態度の育成を進め、地域・学校の実状に応じた自主的な取組みを推進する。

(自主防災組織の強化)

- 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

(6) ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化)

- 県水送水管について、既設管とは別ルートで耐震性の高い送水管の整備を推進する。

- 市町における水道施設の耐震化計画策定を促進し、水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(下水道施設の耐震化)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化を行う。
- 市町における下水道施設の耐震化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(電力・情報通信事業者との連携強化)

- 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る。
- 災害時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る。

(石油等の燃料確保)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

【老朽化対策】

(水道施設の維持管理)

- 県水送水管について、既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取組む。

(下水道施設の維持管理)

- 流域下水道の処理場について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する。
- 市町の下水道施設について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を促進

する。

(7) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、「ダブルラダー輝きの美知^{みち}」構想の推進等により、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(農道・林道の整備)

- 山間部における孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。

(大雪対策)

- 県有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行なうなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

(漁船等を活用した緊急時の避難体制)

- 海に面し、孤立する可能性が高い地区において、漁船等による海上からの避難体制を整備する。

【国土保全】

(総合的な土砂災害対策) (再掲)

- 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利

用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を進めるとともに、市町と連携し、警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を推進する。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(農道・林道の維持管理)

- 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

(8) 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

(災害医療体制の充実)

- 石川DMA T（災害派遣医療チーム）指定病院12病院について、県の防災訓練等を通じて機能の維持向上を推進する。
- 県内3カ所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）について、運用訓練等を実施し、体制を強化する。
- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取組む。

(県内病院の耐震化等) (再掲)

- 県内病院の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、促進を図る。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲)

- 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、

引き続き、促進を図る。

(2次避難対策)

- 災害時の2次避難にあたり、福祉サービス提供体制の停滞による被害の拡大が生じないよう、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取組む。

(社会福祉施設への支援)

- 社会福祉施設の防災計画について、引き続き、現状に合わせた防災計画の見直しや地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導する。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民生委員を中心とした地域住民等による平時からの地域見守り体制の構築に努める。

(9) 陸・海・空の広域交流基盤が分断する事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 陸・海・空の広域交流基盤の機能を確保するため、「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進等により、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(港湾の災害対応力の強化)

- 耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

(空港の機能強化)

- 平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画

的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充等に向けた取組みを推進する。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(港湾施設の維持管理)

- 防波堤や岸壁等の港湾施設の老朽化対策について、施設ごとの維持管理計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(10) 地域交通ネットワークが分断する事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 地域交通ネットワークの機能を確保するため、「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進等により、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(農道・林道の整備) (再掲)

- 地域交通ネットワークの機能を補完する農道・林道の整備を推進する。

(大雪対策) (再掲)

- 県有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図り、冬期間の道路交通を確保する。

【老朽化対策】

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道において、老朽化した重要インフラの整備等を支援することにより、鉄道の安全運行を確保するとともに、沿線市町等と連携し、存続を支援する。

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(農道・林道の維持管理) (再掲)

- 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

(11) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【交通・物流】

(自動起動型信号機電源付加装置の整備)

- 大規模災害に備え、緊急輸送道路の安全かつ円滑な通行を確保できるよう、信号機の滅灯対策として、自動起動型信号機電源付加装置の増強整備を推進する。

【老朽化対策】

(自動起動型信号機電源付加装置等の更新)

- 現在整備されている自動起動型信号機電源付加装置について、老朽化した装置の更新を推進する。また、信号機滅灯対策用の可搬型発動発電機についても、老朽機器等の更新を実施する。

(12) 消防、警察の被災等による救助・救急活動等の停滞

【行政機能（消防・警察）】

（消防団の充実強化及び消防力の整備充実）

- 消防団員の確保をはじめ、技能の向上に取組むとともに、装備の充実を図るため、市町が行う消防防災施設や資機材等の整備を支援する。

（災害救助体制の整備）

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取組む。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。

（警察災害派遣隊の対処能力向上）

- 被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る。

（災害対応力強化のための装備資機材、情報通信基盤の整備）

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る。

（関係行政機関との連携強化）

- 大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入れ体制を整備する。
- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者や遺体への対応について、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確

認を行うなど、連携体制の強化を図る。

- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する。

(13) 県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能（行政）】

（行政情報通信基盤の強化）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。
- 本庁舎LAN及び出先機関との回線接続などの行政情報通信基盤について、引き続き、耐災害性の維持を図る。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

（防災拠点等の機能確保）

- 防災拠点や避難所等において、太陽光発電設備等の導入による非常用電源の確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を進めるほか、埋設ガス管等の耐震化を推進する。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する。

【国土保全】

（総合的な土砂災害対策）

- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策（ハード整備）を着実に推進する。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理) (再掲)

- 県が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「石川県公共施設等総合管理計画（仮称）」を策定し、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

(14) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【行政機能（行政）】

(支援物資等の供給体制の充実・強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における民間事業者等との応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(非常用物資の備蓄)

- 市町等と連携し、非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

【ライフライン】

(水道施設の耐震化) (再掲)

- 県水送水管について、既設管とは別ルートで耐震性の高い送水管の整備を推進する。
- 市町における水道施設の耐震化計画策定を促進し、水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(15) 食料等の安定供給の停滞

【交通・物流】

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 物流拠点としての機能を確保するため、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図る

とともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

(陸揚岸壁の耐震化)

- 水産物流拠点となる流通拠点漁港について、陸揚岸壁の耐震化を推進する。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)

- 作物共同利用施設等の耐震照査・耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

(水産業の早期再開)

- 漁業協同組合の災害対応能力を強化することにより、早期に操業を再開できる体制を整備する。

【老朽化対策】

(農業水利・漁港施設の老朽化対策)

- 農業水利施設について、計画的に点検・診断を実施し、個別施設毎の長寿命化計画の策定を推進する。
- 漁港施設について、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(16) サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

【産業】

(事業継続計画の策定)

- 県内企業の事業継続計画について、個別相談や情報提供等により、企業の事業継続計画に対する認識を高めるなど、策定する事業所の拡大を図る。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進等により、緊急時にも生産拠点と物流拠点等をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 物流拠点としての機能を確保するため、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

(空港の機能強化) (再掲)

- 平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充等に向けた取組みを推進する。

【リスクコミュニケーション】

(風評被害を防止する情報発信)

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(港湾施設の維持管理) (再掲)

- 防波堤や岸壁等の港湾施設の老朽化対策について、施設ごとの維持管理計画等に基

づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(17) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農林水産】

(農業水利施設の整備及びハザードマップ作成)

- 農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模のため池については、ハザードマップを作成し、これに基づく避難訓練を推進するなど、災害対応力の強化を図る。

【国土保全】

(河川管理施設・海岸保全施設の整備)

- 河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行う。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理) (再掲)

- 河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲)

- 海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲)

- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う。

(堰堤改良)

- ダムについて、長寿命化計画に基づき、計画的に堰堤改良を行う。

(18) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農林水産】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取組む集落を広げる。

(災害に強い森林づくり)

- 森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材、合板、木質バイオマス等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備、さらには、鳥獣害対策の徹底を通じて、森林の整備を計画的に推進する。

(農林業の担い手確保等)

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

(19) 被災地における感染症等の大規模発生

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置)

- 平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を促進するとともに、災害時の避難所において保健師等を派遣し、初期段階から衛生状況等を把握する体制を整えることで、感染症の発生・まん延を防ぐ。

【ライフライン】

(下水道施設の耐震化) (再掲)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設

の耐震化を行う。

- 市町における下水道施設の耐震化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(20) 有害化学物質の大規模拡散・流出

【環境】

(有害化学物質の漏えい等の防止対策)

- 有害化学物質の漏えい等を防止するため、事業場への立入検査等の機会を捉え、有害化学物質の適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導する。

(石綿飛散防止対策)

- 被災建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、建築物からの石綿の飛散防止対策や「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底について指導する。

(P C B廃棄物の適正処理)

- 保管中のP C B廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、P C B廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。

(21) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進等により、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路

法面の落石対策等を推進する。

(農道・林道の整備) (再掲)

- 緊急輸送道路の迂回路となる農道・林道の整備を推進する。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

(空港の機能強化) (再掲)

- 平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充等に向けた取組みを推進する。

【国土保全】

(地籍調査の実施)

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、計画的に地籍調査を推進する。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(農道・林道の維持管理) (再掲)

- 農道・林道について、管理者による点検・診断を実施し、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新への取組を推進する。

(港湾施設の維持管理) (再掲)

- 防波堤や岸壁等の港湾施設の老朽化対策について、施設ごとの維持管理計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

【リスクコミュニケーション】

(建設業界等との応急復旧体制の強化)

- 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

(22) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策)

- 市町の災害廃棄物処理計画の策定を促し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

(23) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施や、地域への防災活動アドバイザーの派遣、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する。

(自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する。

(防災ボランティアの活動環境の整備)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う。

- 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取組む。

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、別紙2のとおり、起きてはならない最悪の事態ごとに設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、本県等の国土強靭化に係る取組みの進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(1) 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化等)

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率については、一定の進捗が見られるものの、それぞれ 76%、77%となっている。
- 住宅については、市町と連携して耐震化を促進する必要がある。
- 多数の者が利用する建築物等についても、市町と連携して耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震化についても対策を行う必要がある。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

(空き家対策)

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、市町と連携して空き家対策を推進する必要がある。

(学校施設の耐震化)

- 公立学校施設の耐震化を推進しているが、学校規模適正化のため、統廃合の検討がなされているなどの特殊な事情により、一部の市町において、耐震化が完了しておらず、今後も耐震化を促進する必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等)

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等)

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【交通・物流】

(無電柱化の推進)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)

- 老朽化が見込まれる県の保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)の適切な維持管理と計画的な修繕に向けて、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針を定める必要がある。

(学校施設の維持管理)

- 公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(公園施設の維持管理)

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがあり、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(交通安全施設の更新整備)

- 平成27年3月末現在、県警察では、信号機 2,338基、道路標識 80,584本 (112,293枚)等の交通安全施設を設置しており、保守点検や巡回点検を委託するなどして管理し、緊急性のあるものは、随時、補修等を行っているところであるが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、計画的に更新整備を図る必要がある。なお、信号制御機 2,306基のうち、警察庁より更新整備について指示のある製造から19年を超えたものは、県内に364基（平成27年3月末現在）あり、計画的に更新整備を推進する必要がある。

(数値データ)

- 住宅の耐震化率 76% (H25) 全国約 82% (H25)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 77% (H17) 全国約 85% (H25)
- 公立小中学校施設の耐震化率 93.8% 全国 95.6% (H27.4.1現在)
- 県立学校施設の耐震化率 92.4% (H27.4.1現在)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 78.3% (H27.4.1現在)
- 社会福祉施設の耐震化率 85.1% (H25) 全国 86.3% (H25)
- 信号制御機の老朽化率 15.8% (H27.3) 全国 19.7% (H27.3)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【国土保全】

(津波浸水想定の策定)

- 東日本大震災では、想定を超える大津波により甚大な被害が発生したことから、考え得る最大クラスの津波断層モデルを県独自に設定し、平成24年4月に津波浸水想定を策定した。その後、「津波防災地域づくり法」に基づき、国から日本海における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波浸水想定の検証・見直しを行う必要がある。

(津波避難体制の整備)

- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定している市町の割合は約5割であり、未策定市町の計画策定を促すとともに、今後、必要に応じて、ハザードマップや避難計画の見直しを促す必要がある。
- 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(河川管理施設・海岸保全施設の整備)

- 津波等による浸水被害を防止・軽減するため、老朽化対策とあわせ、新たな津波想定を踏まえた施設整備を計画的に行う必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(防潮水門の操作員の安全確保)

- 現地での操作を要する防潮水門が多数あり、操作員が安全かつ確実な操作・退避活動を行えるような管理運用を推進する必要がある。

(数値データ)

- 津波避難計画の策定率 47%※ (H27.4)
※H24に策定した津波浸水想定を踏まえた策定率
- 海岸林の整備延べ面積 34ha (H22～H26)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 1% (H26)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率
60% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

【国土保全】

(総合的な治水対策)

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(海岸保全施設の整備)

- 冬期風浪等の異常気象により、背後に人家や公共施設等がある箇所で海岸保全施設が被災しているため、早急な対策が必要である。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理)

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理)

- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備され、老朽化が進んでおり、施設の補修、更新が重要となってきているが、海岸保全区域は372kmあるため、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う必要がある。

(数値データ)

- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の割合 100% (H25)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 100% (H24)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 1% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(4) 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

【国土保全】

(総合的な土砂災害対策)

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。
- 平成26年度に土砂災害（特別）警戒区域の指定を完了させているが、さらに市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(火山災害対策)

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめるガイドライン等を踏まえた、退避壕・退避舎の必要性や、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制の整備、避難及び救助対策について検討する必要がある。
- 県、白山市は、登山届の提出促進のための環境整備に努めるほか、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める必要がある。

【老朽化対策】

(砂防関連施設等の維持管理)

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- 土砂災害から保全される家屋数 19,105戸 (H26) 全国 約108万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 55% (H26)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 0% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【行政機能（行政）】

(市町の災害対応力の強化)

- 適時適切な避難勧告等の判断・発令のため、市町の避難勧告等の発令基準の点検・見直しを推進する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、ニアラートなど、市町の多様な情報伝達手段の整備を図る必要がある。
- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する際に、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、迅速でわかりやすい情報を発信する必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的に実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進していく必要がある。

(防災教育)

- 大学教授等の専門家による児童生徒・保護者対象の防災研修会や、教師の学校防災に関する指導力をより一層向上させるための講習会等を実施し、各学校における危機管理マニュアルの見直しと避難訓練を繰り返すことにより、児童生徒及び学校関係者に対し、自ら命を守るために、主体的に避難行動ができる態度の育成を進めているが、地域・学校の実状に応じて、自主的な取り組みを推進するなど、成果を広げていく必要がある。

(自主防災組織の強化)

- 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する必要がある。

(数値データ)

- 防災士数：3,222人(H26)
- 防災士のうち、女性防災士数：100人(H23)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(6) ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化)

- 県水送水管について、既設送水管は1系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。
- 平成26年度末時点で、県と市町を合わせた基幹管路における耐震適合性のある管の割合（耐震適合率）は、全国平均36.0%に対し38.9%、浄水施設における耐震化の割合（耐震化率）は、全国平均23.4%に対し70.7%となっており、全国平均に比べ耐震化率等は高いものの、引き続き、水道施設の耐震化率等を高める必要がある。

(下水道施設の耐震化)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化を行う必要がある。
- 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、県民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、市町における下水道施設の耐震化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

(電力・情報通信事業者との連携強化)

- 電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る必要がある。

(石油等の燃料確保)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(水道施設の維持管理)

- 県水送水管について、既設管は1系統であるため、大規模な修繕を行う際には断水が必要となる。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取組む必要がある。

(下水道施設の維持管理)

- 流域下水道の処理場について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
- 市町の下水道施設について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理・更新を促進する必要がある。

(数値データ)

- 県水送水管耐震化事業工事進捗率 I期 61.3% (H26) II期 H31着工予定
- 水道基幹管路における耐震適合率 38.9% (H26) 全国平均 36.0% (H26)
- 净水施設における耐震化率 70.7% (H26) 全国平均 23.4% (H26)
- 流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率 58% (H26)
- 下水処理場の耐震化計画策定期 59% (H26)
- 下水処理場の長寿命化計画策定期 100% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(7) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保しておく必要がある。このため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備)

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(大雪対策)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 狹隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。

(漁船等を活用した緊急時の避難体制)

- 奥能登の漁村では、接続する道路が少なく、災害等で交通が遮断されると、孤立集落となる可能性が高い地区があることから、漁船等の船舶を使った海上からの避難体制について検討する必要である。

【国土保全】

(総合的な土砂災害対策)（再掲）

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進める必要がある。
- 平成26年度に土砂災害（特別）警戒区域の指定を完了させているが、さらに市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理)

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線もあり、災害時においては、避難路や複数の輸送ルートを確保する必要があるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。

(数値データ)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 89% (H25)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 32.8km (H26)
- 土砂災害から保全される家屋数 19,105 戸 (H26) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 50% (H26)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合（個別施設計画策定）44% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(8) 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

(災害医療体制の充実)

- 全ての災害拠点病院を含め、12病院が災害派遣医療チーム（D.M.A.T）を保有する石川D.M.A.T指定病院となっており、県の防災訓練等を通じて機能の維持向上を推進する必要がある。
- 県内3ヵ所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）を広域搬送拠点臨時医療施設（S.C.U）として定め、必要な資機材を整備したが、今後は、運用訓練等を実施し、体制強化に努める必要がある。
- 一般の医療従事者の災害時における対応力向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取組む必要がある。

(県内病院の耐震化等) (再掲)

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲)

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

(2次避難対策)

- 災害時の2次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付や、潜在介護人材の就業促進等により、平時から介護・福祉人材の確保に取組む必要がある。

(社会福祉施設への支援)

- 社会福祉施設の防災計画作成指針により、施設管理者が防災計画を定めることを支援するほか、事業者への説明会や定期的な監査等を通じて、現状にあわせた防災計画の見直しや、地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民生委員を中心とした地域住民等による平時からの地域見守り体制の構築を進めていく必要がある。

(数値データ)

- 県内のD.M.A.T配備数 26チーム (H26)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 (再掲) 78.3% (H27.4.1現在)
- 社会福祉施設の耐震化率 (再掲) 85.1% (H25) 全国 86.3% (H25)
- 介護職員数 16千人 (H24)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(9) 陸・海・空の広域交流基盤が分断する事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化)

- 大規模災害発生時においても、物流・交流の拠点機能を維持するとともに、緊急物資の受入れができるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化が必要である。

(空港の機能強化)

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのと里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのと里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(港湾施設の維持管理)

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(数値データ)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 89% (H25)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 50% (H26)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 71% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(10) 地域交通ネットワークが分断する事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 地域交通ネットワークの機能を確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲)

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(大雪対策) (再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 市街地や狭隘な道路において、円滑に除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。

【老朽化対策】

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、予防的な老朽化対策を図るため、老朽化した重要インフラ整備を支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲)

- 農道・林道において、災害時等の国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線もあるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。

(数値データ)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 89% (H25)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 50% (H26)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲) 44% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(11) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【交通・物流】

(自動起動型信号機電源付加装置の整備)

- 災害時に被災地までの緊急輸送道路が安全かつ円滑に通行できるよう、停電時においても信号機の機能を維持させるため、主要幹線道路である国道8号、金沢外環状道路等の主要な交差点に自動起動型信号機電源付加装置を整備する必要がある。

【老朽化対策】

(自動起動型信号機電源付加装置等の更新)

- 現在整備されている自動起動型信号機電源付加装置については、16か所中、13か所の機器が平成8年に整備されたものであり、製造から19年が経過する。また、自動起動型信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策のため警察署に整備している可搬型発動発電機（15基）についても、平成8年から12年に整備したものであり、老朽化が進んでいる。このため、災害時における信号機の機能を維持させるため、機器の更新整備を行う必要がある。

(数値データ)

- 自動起動型信号機電源付加装置の老朽化率 石川県 81% (H27.3)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(12) 消防、警察の被災等による救助・救急活動等の停滞

【行政機能（消防・警察）】

（消防団の充実強化及び消防力の整備充実）

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

（災害救助体制の整備）

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取組む必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る必要がある。

（警察災害派遣隊の対処能力向上）

- 大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る必要がある。

（災害対応力強化ための装備資機材、情報通信基盤の整備）

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る必要がある。

（関係行政機関との連携強化）

- 大規模災害発生における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入れ体制を整備する必要がある。
- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者や遺体への対応について、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する必要がある。

（数値データ）

- 消防団員数 5,302人（H27）
- 緊急消防援助隊登録隊数 71隊（H27）

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(13) 県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能（行政）】

（行政情報通信基盤の強化）

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。
- 本庁舎LANについて、通信機器及び通信機器間の配線を二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、県施設の規模等に応じ通信事業者の局舎との回線接続を可能な限りループ化し、本庁舎については局舎との回線接続を異なるルートで二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取組む必要がある。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化・強化を図る必要がある。

（防災拠点等の機能確保）

- 大規模な災害に備え、防災拠点や避難所等において太陽光発電設備等の導入による非常用電源の確保や衛星携帯電話等の通信機器を整備する必要がある。また、これら施設へガス等を引き込む埋設管について、耐震化を進める必要がある。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の建替え等にあたっては、施設の適正な配置等により、所要の機能を確保する必要がある。

【国土保全】

（総合的な土砂災害対策）

- 防災拠点となる公共施設等が被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点及びその周辺において、土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

【老朽化対策】

（公共施設等の総合管理）（再掲）

- 老朽化が見込まれる県の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕に向けて、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針を定める必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(14) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【行政機能（行政）】

（支援物資等の供給体制の充実・強化）

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

（非常用物資の備蓄）

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取組むとともに、市町における非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取組む必要がある。

【ライフライン】

（水道施設の耐震化）（再掲）

- 県水送水管について、既設送水管は1系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。
- 平成26年度末時点で、県と市町を合わせた基幹管路における耐震適合性のある管の割合（耐震適合率）は、全国平均36.0%に対し38.9%、浄水施設における耐震化の割合（耐震化率）は、全国平均23.4%に対し70.7%となっており、全国平均に比べ耐震化率等は高いものの、引き続き、水道施設の耐震化率等を高める必要がある。

（数値データ）

- 県水送水管耐震化事業工事進捗率（再掲） I期 61.3% (H26) II期 H31着工予定
- 水道基幹管路における耐震適合率（再掲） 38.9% (H26) 全国平均 36.0% (H26)
- 浄水施設における耐震化率（再掲） 70.7% (H26) 全国平均 23.4% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(15) 食料等の安定供給の停滞

【交通・物流】

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた港湾施設の機能強化が必要である。

(陸揚岸壁の耐震化)

- 産地市場を背後に有し、水産物流通の拠点となる流通拠点漁港について、防災機能を高め、陸揚岸壁など施設の耐震化を推進する必要がある。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)

- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

(水産業の早期再開)

- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。

【老朽化対策】

(農業水利・漁港施設の老朽化対策)

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設も多くあることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 県が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合：80% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(16) サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

【産業】

(事業継続計画の策定)

- 県内企業における事業継続計画の策定については、過去、事業継続計画の目的・必要性に関するセミナーを開催するなど、県内企業の意識を高めたが、今後も、策定する事業所を広げていく必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、加賀海浜産業道路や金沢外環状道路、のと里山海道、能越自動車道などの道路整備を促進し、緊急時にも生産拠点相互や金沢港や七尾港、小松空港などの物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 大規模災害発生時においても、物流拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化が必要である。

(空港の機能強化) (再掲)

- 大規模災害発生時においても、物流輸送のセーフティネット機能を発揮できるよう、施設整備や老朽化対策に取組むとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充を図る必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(風評被害を防止する情報発信)

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲)

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(数値データ)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 89% (H25)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 50% (H26)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 71% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(17) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農林水産】

(農業水利施設の整備及びハザードマップ作成)

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。また、ため池の整備には、地元の合意形成など、時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を図る必要がある。

【国土保全】

(河川管理施設・海岸保全施設の整備)

- 河川管理施設・海岸保全施設について、計画的に耐震対策を行う必要がある。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理) (再掲)

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲)

- 海岸護岸の多くは昭和30年代以降に整備され、老朽化が進んでおり、施設の補修、更新が重要となってきているが海岸保全区域は372kmあるため、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲)

- 数多くの砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

(堰堤改良)

- 県が管理している全11ダムについて、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に堰堤改良を行う必要がある。

(数値データ)

- 農業用利用ため池における点検実施率 85% (H26)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 1% (H26)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 0% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(18) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農林水産】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本県は県土の約7割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するなど、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、人工林の針広混交林化や間伐、製材、合板、木質バイオマス等の需要拡大による森林資源の利活用や低コストで安定的な県産材供給体制の整備、さらには、鳥獣害対策の徹底などを通じて、森林の整備を計画的に推進し、豊かな森づくりと健全な森林の維持を図る必要がある。

(農林業の担い手確保等)

- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 多面的機能支払実施面積：21,544ha (H26)
- 中山間地域等直接支払実施面積：4,910ha (H26)
- 10年間の間伐実施面積：38,503ha (H17～H26)
- 企業参入等による耕作放棄地再生面積 21ha (H22～H26 平均)
- 農業の年間の新規就農者数：115人 (H26)
- 林業の年間の新規雇用者数：25人 (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(19) 被災地における感染症等の大規模発生

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。

【ライフライン】

(下水道施設の耐震化) (再掲)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化を行う必要がある。
- 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、県民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、市町における下水道施設の耐震化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

(数値データ)

- 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率
1期 96.6%、2期 94.4% (H26) (全国 1期 96.4%、2期 93.3% (H26))
※1期：生後12～24ヶ月未満の者 2期：小学校就学前1年間の者
- 流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率 (再掲)
58% (H26)
- 下水処理場の耐震化計画策定率 (再掲) 59% (H26)

(20) 有害化学物質の大規模拡散・流出

【環境】

(有害化学物質の大規模拡散・流出)

- 有害化学物質の漏えい等の防止対策や石綿飛散防止対策については、法律や条例に基づき対応することが定められているため、大規模自然災害等において迅速に対応できるよう一層の周知を図る必要がある。

(P C B廃棄物の適正処理)

- 保管中のP C B廃棄物が被災により流出することによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、P C B廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

(数値データ)

- P C B廃棄物の保管事業者数 882 事業場 (H26. 3)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(21) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 基幹的交通ネットワークの機能を確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲)

- 山間地は道路網が脆弱なため、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲)

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた港湾施設の機能強化が必要である。

(空港の機能強化) (再掲)

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのと里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。

- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのと里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【国土保全】

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となる。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲)

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線もあり、災害時においては、避難路や複数の輸送ルートを確保する必要があるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、施設の点検・診断を実施して長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲)

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(建設業界等との応急復旧体制の強化)

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、建設業協会、建設コンサルタント協会等との緊急時における協定に基づく、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

(数値データ)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 89% (H25)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 32.8km (H26)
- 地籍調査進捗率 15% (H26)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 50% (H26)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲)
44% (H26)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 71% (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(22) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策)

- 市町の災害廃棄物処理計画の策定を促し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害廃棄物処理計画の策定率 11% (H26)

(23) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進していく必要がある。

(自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域の防災力を高めるため、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する必要がある。

(防災ボランティアの活動環境の整備)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行う必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取組む必要がある。

(数値データ)

- 防災士数 (再掲) 3,222 人 (H26)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 100 人 (H23)
- 新規高卒者の建設業就業者数 257 人 (H26)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標

別紙2

(1) 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

No	指標	現況	目標
1	県立学校施設の耐震化率	92.4% (H27.4)	100% (H29)
2	石川県公共施設等総合管理計画(仮称)の策定	—	策定 (H28)
3	信号制御機の老朽化率	15.8% (H27.3)	10% (H36.3)

(2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

No	指標	現況	目標
1	津波避難計画の策定率	47%※1 (H27.4)	100%※2 (H32)
2	海岸保全施設の長寿命化計画策定率	1% (H26)	100% (H32)
3	防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率	60% (H26)	100% (H32)

※1 H24に策定した津波浸水想定を踏まえた策定率

※2 現在見直し作業を進めている新たな津波浸水想定を踏まえた策定率

(3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

No	指標	現況	目標
1	洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施	実施	継続実施
2	海岸保全施設の長寿命化計画策定率(再掲)	1% (H26)	100% (H32)

(4) 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

No	指標	現況	目標
1	土砂災害から保全される家屋数	19,105戸 (H26)	20,336戸 (H31)
2	土石流災害から保全される要配慮者利用施設	55% (H26)	100% (H31)
3	砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率	—	100% (H32)

(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

No	指標	現況	目標
1	防災士数	3,222人 (H26)	4,000人 (H28) 増加 (H32)
2	女性防災士数	100人 (H23)	1,000人 (H28) 増加 (H32)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標

別紙2

(6) ライフライン(電気、情報通信、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止

No	指標	現況	目標
1	県水送水管耐震化事業工事進捗率	I期:61.3% (H26)	I期:100% (H31)
2	水道基幹管路における耐震適合率	38.9% (H26)	50% (H32)
3	流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率	58% (H26)	68% (H32)
4	下水処理場の耐震化計画策定期	59% (H26)	100% (H32)

(7) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

No	指標	現況	目標
1	「ダブルラダー輝きの美知」構想 整備率	75% (H27)	80% (H32)
2	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合	89% (H25)	100% (H36)
3	迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長	32.8km (H26)	37.4km (H32)
4	土砂災害から保全される家屋数(再掲)	19,105戸 (H26)	20,336戸 (H31)
5	農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定)	44% (H26)	100% (H32)

(8) 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

No	指標	現況	目標
1	県内のDMAT配備数	26チーム (H26)	維持 (H32)
2	介護職員数	16千人 (H24)	20千人 (H31)

(9) 陸・海・空の広域交流基盤が分断する事態

No	指標	現況	目標
1	「ダブルラダー輝きの美知」構想 整備率(再掲)	75% (H27)	80% (H32)
2	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲)	89% (H25)	100% (H36)
3	港湾施設の長寿命化計画策定期	71% (H26)	100% (H32)

(10) 地域交通ネットワークが分断する事態

No	指標	現況	目標
1	「ダブルラダー輝きの美知」構想 整備率(再掲)	75% (H27)	80% (H32)
2	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲)	89% (H25)	100% (H36)
3	農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定)(再掲)	44% (H26)	100% (H32)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標

別紙2

(11)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

No	指標	現況	目標
1	自動起動型信号機電源付加装置の老朽化率	81% (H27.3)	0% (H35.3)

(12)消防、警察の被災等による救助・救急活動等の停滞

No	指標	現況	目標
1	消防団員数	5,302人 (H27)	増加 (H32)

(13)県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

No	指標	現況	目標
1	石川県公共施設等総合管理計画(仮称)の策定(再掲)	—	策定 (H28)

(14)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

No	指標	現況	目標
1	県水送水管耐震化事業工事進捗率(再掲)	I期:61.3% (H26)	I期:100% (H31)
2	水道基幹管路における耐震適合率(再掲)	38.9% (H26)	50% (H32)

(15)食料等の安定供給の停滞

No	指標	現況	目標
1	県が造成した基幹農業水利施設の長寿命化計画 (機能保全計画)策定割合	80% (H26)	100% (H32)

(16)サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞

No	指標	現況	目標
1	「ダブルラダー輝きの美知」構想 整備率(再掲)	75% (H27)	80% (H32)
2	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲)	89% (H25)	100% (H36)
3	港湾施設の長寿命化計画策定率(再掲)	71% (H26)	100% (H32)

(17)ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

No	指標	現況	目標
1	農業用利用ため池における点検実施率	85% (H26)	100% (H32)
2	海岸保全施設の長寿命化計画の策定率(再掲)	1% (H26)	100% (H32)
3	砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率(再掲)	—	100% (H32)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標

別紙2

(18) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

No	指標	現況	目標
1	企業参入等による耕作放棄地再生面積	21ha (H22～H26平均)	150ha (H27～H31の5年間)
2	農業の年間の新規就農者数	115人 (H26)	120人 (H31)
3	林業の年間の新規雇用者数	25人 (H26)	30人 (H32)

(19) 被災地における感染症等の大規模発生

No	指標	現況	目標
1	予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	1期※96.6% 2期※94.4% (H26)	95%以上 を維持
2	流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率(再掲)	58% (H26)	68% (H32)
3	下水処理場の耐震化計画策定率(再掲)	59% (H26)	100% (H32)

※1期：生後12～24ヶ月未満の者、2期：小学校就学前1年間の者

(20) 有害化学物質の大規模拡散・流出

No	指標	現況	目標
1	PCB廃棄物の保管事業者数	882事業場 (H26.3)	0事業場 (H38)

(21) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	指標	現況	目標
1	地籍調査進捗率	15% (H26)	18% (H32)
2	「ダブルラダー輝きの美知」構想 整備率(再掲)	75% (H27)	80% (H32)
3	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲)	89% (H25)	100% (H36)
4	農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定)(再掲)	44% (H26)	100% (H32)
5	港湾施設の長寿命化計画策定率(再掲)	71% (H26)	100% (H32)

(22) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No	指標	現況	目標
1	市町における災害廃棄物処理計画の策定率	11% (H26)	100% (H32)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの指標

別紙2

(23) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

No	指標	現況	目標
1	防災士数(再掲)	3,222人 (H26)	4,000人 (H28) 増加 (H32)
2	女性防災士数(再掲)	100人 (H23)	1,000人 (H28) 増加 (H32)
3	新規高卒者の建設業就業者数	257人 (H26)	増加 (H32)